

埼玉県社会人サッカー連盟規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は埼玉県社会人サッカー連盟と称す。

本連盟は（公財）埼玉県サッカー協会の統括を受ける。

(事務局)

第 2 条 本連盟の事務局は会長指定の場所に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 本連盟は加盟チームの相互の連絡協調をはかり、埼玉県社会人サッカーの向上
発展を期すとともに、併せて相互の親睦を深めることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各競技会の開催
- (2) 選手並びに審判の強化育成
- (3) 技術向上に関する研究及び講習会の開催
- (4) 各種競技会への役員、選手の派遣と援助
- (5) その他目的達成に必要な事業

第 3 章 会 計

(経費の支弁)

第 5 条 本連盟の経費は次に掲げるものをもって支弁する。

- (1) 加盟会費
- (2) 事業収入
- (3) 補助金及び助成金
- (4) 寄付金及びその他の運用資金

(会計年度)

第 6 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 4 章 組 織 及 び 登 録

(組 織)

第7条 本連盟は、（公財）埼玉県サッカー協会細則第17条に基づく、第1種の加盟団体（但し大学連盟、高専連盟、専門連盟に加盟したチームを除く。）であって、第3条の目的を達成するために必要な条件を備えたチームで、本連盟に加盟したチームによって組織する。

（登録）

第8条 本連盟に加盟したチーム及び選手は本連盟をとおして（公財）埼玉県サッカー協会へ登録しなければならない。これにより（公財）日本サッカー協会への登録も行われる。

第5章 代議員

（代議員）

第9条 代議員は市町村協会より選出することができる。

- 2 第1項より選出された代議員が次条の本連盟役員に選出された場合には、当該市町村協会はあらたに別の代議員を選出しなければならない。
- 3 代議員は代議員会を構成し、重要事項の審議をする。

第6章 役員

（役員）

第10条 本連盟に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
総務委員	若干名
理事	若干名
監事	2名

（会長及び副会長）

第11条 会長及び副会長は代議員会で推挙する。

- 2 会長は本連盟を代表し、業務を統括する。
- 3 副会長は会長を補佐すると共に、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

（理事）

第12条 理事は理事会で選出し、代議員会の承認を得る。

- 2 上記の他、会長は代議員会の承認を得て学識経験者の中から理事を委嘱する

ことができる。

3 理事は理事会を構成し、会務を審議し執行する。

(理事長及び副理事長)

第13条 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

2 理事長は理事会の議決に基づき会務を掌理する。ただし緊急を要する事項については専決することができる。なお、この場合は次の理事会に報告し承認を得なければならない。

3 副理事長は理事長を補佐すると共に、理事長に事故ある時は、その職務を代行する。

(総務委員)

第14条 本会に総務委員をおく。

2 総務委員は、理事の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 総務委員は総務会を構成し、会務を審議し、理事会に報告する。

(監事)

第15条 監事は代議員会の承認により、会長がこれを委嘱する。

2 監事は会計を監査する。

(役員の任期)

第16条 本連盟の役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 任期半ばの交代による後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 名誉会長等

(名誉会長等)

第17条 本連盟に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、本連盟に功労のあった者のうちから、理事会及び代議員会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、会長及び理事会の諮問に応じ意見を述べ、参与は、理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。

4 名誉会長、顧問及び参与には、第16条第1項の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「名誉会長、顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第8章 会議

(代議員会)

第18条 代議員会は本連盟の最高議決機関であり、代議員、会長、副会長、理事長

副理事長、理事、監事で構成する。

- 2 代議員会は会長が招集し、その議長となる。
- 3 定期代議員会は、原則として毎年年度末の3月に開き、予算案及び事業予定を審議する。6月に開催する代議員会は、前年度決算及び事業報告を審議し、改選期であれば役員の承認も審議する。

尚、臨時代議員会は会長が必要と認めるとき、招集する。

- 4 代議員会は次の事項を審査し、議決する。
 - (1) 毎年度の事業計画及び予算
 - (2) 毎年度の事業報告及び決算
 - (3) 役員の選出
 - (4) 規約の改正
 - (5) その他理事会の諮問に応じ、本連盟の業務に関する重要事項

(理事会)

第19条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事で構成する。

- 2 理事会は必要に応じ理事長が招集し、その議長となる。
- 3 理事会は代議員会から委任された事項及び代議員会に報告する事項並びに本規約で定めるものの外、本連盟の業務推進上必要な事項を審議する。

(総務会)

第20条 総務会は理事長、副理事長、総務委員（担当理事）で構成する。

- 2 総務会は理事長が委員長となり、必要に応じ招集する。
- 3 総務会は理事会に提案する事項、並びに本連盟の業務推進上必要と認められる事項及び緊急を要する事項を審議する。
- 4 総務会は随時関係者を招集することができる。

(会議の成立)

第21条 代議員会、理事会、総務会はそれぞれ定数の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、あらかじめ代理人を指定して委任状が提出されている場合は出席とみなす。

(議決)

第22条 代議員会、理事会、総務会の議事はそれぞれ出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長がこれを決する。

(招集の請求)

第23条 代議員会、理事会、総務会はそれぞれ定数の3分の1以上の者から会議の目的事項を示して請求があったときは、これを招集しなければならない。

第 9 章 専 門 委 員 会

(専門委員会)

第 2 4 条 本連盟に、本規約第 4 条で定める事業を遂行するために専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の委員長には担当理事を当て、委員及び構成、事業内容等は別に定める細則によるものとする。

第 1 0 章 事 務 局

(事務局)

第 2 5 条 本連盟の事務を処理するために事務局をおく。

2 事務局長には担当理事を当て、必要な事務局員若干名を置く。

3 事務局に関する細部は理事会において別に定める。

第 1 1 章 規 約 の 改 廃

(規約の改廃)

第 2 6 条 本規約は代議員会議決によらない限り、改廃することはできない。

第 1 2 章 補 則

(補則)

第 2 7 条 本規約に基づく連盟の運営に関する事項は別に定める細則による。

附 則

- 1 本規約は昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 5 7 年 4 月 1 日 一部改正
- 3 昭和 6 3 年 4 月 1 日 //
- 4 平成 1 1 年 4 月 1 日 //
- 5 平成 1 7 年 4 月 1 日 //
- 6 平成 2 0 年 6 月 2 8 日 //
- 7 平成 3 0 年 6 月 2 4 日 //
- 8 令和 5 年 4 月 1 日 //